

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 高額療養費（外来年間合算）について

○支給対象者

基準日(令和2年7月31日)時点で後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合が1割の方。

○対象期間

令和元年8月1日から令和2年7月31日までの1年間。

○支給額

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を差し引いた額が144,000円を超える場合、超えた分を支給します。

○支給申請

- ・これまでに高額療養費を支給されたことのある方（高額療養費の支給口座を登録している方）は、その口座に支給しますので申請は不要です。
- ・これまでに高額療養費を支給されたことのない方（高額療養費の支給口座を登録していない方）には、12月中旬（予定）に広域連合より申請のお知らせを送付しますので、お知らせが届いた方は市町村の窓口申請してください。

なお、対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入した方の場合、支給対象であっても申請のお知らせが送付されない場合がありますので、対象期間内の外来に係る自己負担額の合計が144,000円を超えた方はお問い合わせください。

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・高額療養費(外来年間合算)の支給申請について（お知らせ）
- ・保険証（被保険者証）
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
- ・本人確認書類（官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等）
- ・印鑑（認印）
- ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書、代理人が受領する場合は委任状が必要です。

※対象期間中、青森県後期高齢者医療制度以外の医療保険への加入歴と自己負担額がある場合は、その医療保険の自己負担額証明書が必要です。

2 医療費通知について

国の税制改正により、平成30年1月1日から医療費通知を確定申告に活用できるようになりました。広域連合からお送りする医療費通知には自己負担相当分を記載していますので、確定申告時の医療費控除にもご活用いただけます。

なお、対象となる期間が令和2年1月診療分から令和2年12月診療分となることから、通知書がお手元に届くのは令和3年2月末頃となりますので、ご理解をお願いします。

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 健康診査を受けましょう

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、1年に1回無料で受けられる健康診査を実施しています。

詳しくは、税務住民課国民健康保険グループまたは、いきいき健康推進課までお問い合わせください。

【問合せ先】：東通村税務住民課国民健康保険 G(Tel 0175-27-2111)
東通村いきいき健康推進課(Tel 0175-28-5800)
青森県後期高齢者医療広域連合(Tel 017-721-3821)